

指定給水装置工事事業者の指定

指定給水装置工事事業者の指定申請

提出書類	法人による申請	個人による申請
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式1）	1部	1部
誓約書（様式2）	1部	1部
機械器具調書（写真不要）	1部	1部
定款の謄本	1部	—
登記事項証明書（コピー不可）	1部	—
住民票の写し（コピー不可、個人番号が記載されていないもの）	—	1部
給水装置工事主任技術者選任・ 解任 届出書（様式6）	1部	1部
給水装置工事主任技術者免状の写し（コピー）	1部	1部
指定更新時確認事項（4項目のアンケート）	1部	1部

◎申請書について

- ☐ 会社の電話番号、FAX、アドレスも申請書に記入してください。
- ☐ 主任技術者の緊急時の連絡先（携帯電話番号）を選任届出書に記入してください。
- ※局の台帳へ登録します。
- ☐ 主任技術者が他事業者に登録されていないことを窓口でご確認ください。

◎指定に際し、後日事業者証をお渡ししますが、事業者証の受取り時には以下のものが必要となります。

- ☐ 指定手数料 10,000 円（納付書発行を発行しますので、納付してください。）

◎個人申請の場合

- ☐ 今後、屋号のみを変更した場合でも変更申請が必要になります。

◎日付について：日付は未記入でお持ちください。内容に不備がなければ、提出時に確認のうえご記入ください。

◎定款の謄本：定款末尾に「原本の写しに相違ない」証明が必要です。